

いじめ防止基本方針

～「愛情」いっぱい「笑顔」いっぱいの学校生活を送れるために～



滋賀県東近江市立聖徳中学校

教職員対応編

はじめに

今日、学校教育現場においては、「いじめ問題」が生徒指導上の極めて喫緊の課題となっている。また、急速な情報化社会の進展に伴い、インターネット上の投稿をはじめとする、誹謗、中傷、動画配信など、いじめを取り巻く環境はますます複雑化、潜在化している状況にある。

このようなときに、聖徳中学校のすべての教職員がいじめ行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について、今一度、十分に理解と認識を深め、いじめを見逃さない、許さない姿勢で、組織的にこの問題に取り組むことが急務である。

このため、平成25年10月に定められた国の「いじめ防止対策推進法」をうけ、また平成24年に教育委員会が作成した「いじめ早期発見・対策マニュアル」をもとに、いじめ早期発見の手立てや対応について、基本的な認識や考え方を再確認しつつ、未然防止、早期発見、早期対応についての基本的姿勢や考え方を整理し、**何よりも先ず、「未然防止」に向け**、いじめ問題を学校全体で総力をもって臨むべく、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を作成した。

I 基本的な考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（web 上も含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【いじめ防止対策推進法をうけて】

○いじめの認識

いじめ問題に取り組むためには、取り組む側の全教職員がいじめ問題についての共通した基本認識をもつことが重要である。

- 1, いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- 2, いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見解は間違いである。
- 3, いじめはその行為により、暴行、傷害、恐喝等の刑罰法規に抵触する事案である。
- 4, いじめはどの生徒にも起こり得るものである。
- 5, いじめは単純に解決を図れるものでなく、複雑な背景と心因をもっているものである。
- 6, いじめは学級担任等個人の問題対応ではなく、組織的な対応が必要不可欠である。

長年の経験と勘に頼ることなく、科学技術の進展に伴う研鑽、知識・理解力を身につけ、昨今の状況を見据えた思考力、判断力で対応する。

II いじめの未然防止

「いじめはどの学級、学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない環境づくり」に真剣に日々取り組む必要がある。

もちろん、いじめ防止については、学校内のみならず、生徒・保護者のものの考え方、捉え方、また、地域の特性、環境等を十分把握したうえで、意図的・計画的な取り組むが重要である。

I 生徒を知るために



- ① 生徒の変化、学級の様子を知るためには、教職員の気づきが先ず第一。
- ② 常に同じ目線で生徒を見つめ、喜怒哀楽を共有しながら、冷静な変化を捉えていくこと。
- ③ 先輩教員から学び、共に感性を高めていくこと。



- ① 個々の実態を的確に把握し、具体的な指導計画を立案する。
- ② 生徒の人間関係、保護者の思いに寄り添う調査やアンケートの実施。
- ③ 新入学に限らず、小・中の連携、転学等の適切な学校間の引き継ぎ。
- ④ 知るためには、心の届く距離にいること。

2 生徒の仲間づくりのために

生徒の生活において、教師の姿勢は重要な教育環境のひとつである。教職員が生徒に対して、深い愛情と思いやりをもち、配慮を要する子等を中心に据えた教育活動を展開することが、自己存在感や周囲の思いやりの醸成等、日々の充実感を与えることとなり、いじめ発生の未然防止の力となる。

信頼

- ① 「優しいけれど甘くない。厳しいけれど冷たくない。」生徒との関係。
- ② 教職員が、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されること。
- ③ 学ぶ楽しさ、わかる喜びを絶えず追い求める授業の創造。

協働

- ① 学級経営、生徒指導を学校全体で展開するための教職員の共通理解。
- ② 校内組織が有効に機能し、様々な問題に組織的に対応できる。
- ③ 生徒と向き合う時間を確保し、心豊かな学校づくりに協働する。

支援

- ① 自尊感情を高める、学習活動、各種行事の展開。
- ② 学校生活のあらゆる場面において、違いを認め合える仲間づくりへの取組。
- ③ 教職員の生徒への温かい声かけ、支援により「自己肯定感」を育てる。

守られているという実感のある学校生活をめざす

3 命・人権を尊重する心を育てるために

人権尊重の精神を培うためには、豊かな心を育む道徳教育の推進や、生徒が主体的に取り組む各種教育活動等の充実が重要である。

■人権教育の充実

いじめは明らかな「人権侵害」である。

人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。

生徒会活動と連携し、毎月「人権の日」を定め、振り返りをする。

■道徳教育の充実

計画的な内容項目の配置と指導により、道徳的判断力を養い、いじめをしない、許さないという 人間愛あふれる豊かな心を育てる。

内容項目の配置を考え合い、生徒の実態、時期に応じた指導を展開する。

■民主的な生徒集団づくり

学級生活、生徒会活動、各種行事の取組をとおして、人としての「心遣い」「やさしさ」に触れ、人として、相手の心の痛みを思いやれる場を仕組む。

4 保護者・地域の理解を得るために

保護者会、PTA 各種行事、地域の会議等において、本校の現状や指導方針を示し、情報交換をとおして、理解の裾野を広げること。また、いじめの持つ問題性や、今日の家庭教育の大切さへの理解を得るために、保護者研修会の企画、HP への参画、広報等を積極的に取り組む。

■授業参観…… 参観にあわせて、道徳の時間を公開。学級活動のテーマを「人権」に。

■各種通信…… 保護者への呼びかけ、担任の思いを伝える。実態把握等。

■PTA活動…… 保護者対象の講演会、アンケートの実施、広報での啓発活動等。

■地域社会へ…… 各種会合で実態や指導方針の情報を提供し、理解と協力を得る。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながる。日頃から教職員と子ども達の信頼関係に努めることが先ず第一である。また、いじめは潜在化しやすいことを誰もが認識し、生徒の初期の小さな変化を見逃さない眼と能力を向上させることも重要である。さらに、生徒に関わる情報を教職員間で共有し、保護者とも連携を密にすることが早期発見のポイントである。

1 いじめに気づくために

- 生徒一人ひとりの人格を尊重し、人権感覚を磨き、生徒の言葉に耳を傾け、生徒の立場に立ち、生徒を守る姿勢を貫く。
- 言葉の表面や目に見える態度だけで判断しないで、その奥にある心の叫びを敏感に感じとれる感性を磨き、高める。
- 先ず、生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動について理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。
- 身も心も、常に生徒の変化をいち早く感じる距離に寄りそう。

2 いじめを許さないために

はじめは軽い気持ちからは理由にならず、その行為は法に抵触するものであることを、教職員もしっかりと認識し、対応する姿勢が「いじめを絶対に許さない」ことである。

- ◆からかい、嫌な言葉、悪口、脅し文句……………侮辱、名誉毀損、脅迫
- ◆わざとぶつかる、遊びと称してたたき、蹴る……………暴行
- ◆アザが残ったり、ケガをするような叩かれ方、蹴られ方……………暴行、傷害
- ◆金品を強要される……………恐喝
- ◆所有物を隠されたり、盗まれる、壊される……………窃盗、器物損壊
- ◆恥ずかしいこと、いやなことをさせられる、される……………強要、強制わいせつ
- ◆携帯メール、パソコン等で誹謗中傷を受ける……………侮辱、名誉毀損

いじめ行為は刑罰法規に抵触する

3 いじめ早期発見のために

■生徒の身近に先生がいる。

・休み時間、昼休み、放課後と、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。

■生徒を見る視点を定める。

・中学生の発達時期に応じた、教職員の生徒を見る視点をさだめ、気になる言動がうかがえたときには、一貫した適切な指導を行うとともに、関係修復にあたる。

■生活記録（日記）のつぶやきから育む人間関係。

・毎日の生活記録や、アンテナノート等から、信頼関係を構築し、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

■気軽に教育相談できる雰囲気づくり。

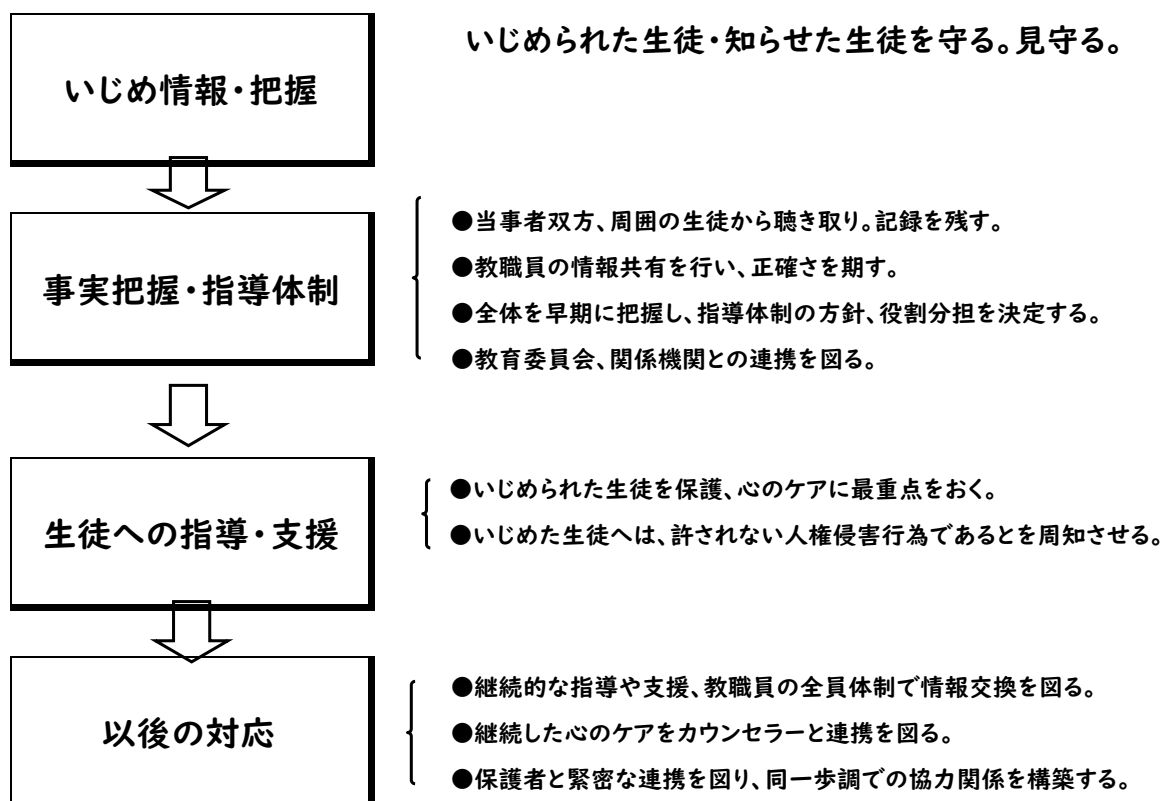
・定期の教育相談週間を設けて、教育相談を実施する等、相談体制を整備する。また、誰もが相談しやすい。

■定期のアンケートの実施。

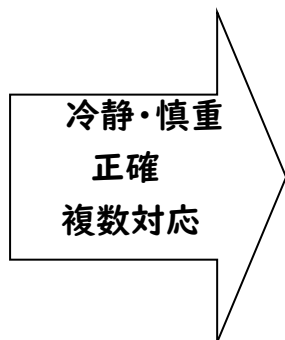
・実態に応じて実施する。方法については、内容にもより、状況に応じて配慮し実施する。

IV いじめの早期対応

I 基本的な対応の流れ



2 個々の緊急対応



- 1) 誰が、誰をいじめているのか。(いたのか)
- 2) いつ、どこで発生したのか。(していたのか)
- 3) どんないじめなのか。
- 4) きっかけは何だったか。
- 5) どの程度の被害を受けたのか。
- 6) いつからだったのか。

■いじめられた生徒

- ・辛い気持ちに共感し、心の安定を一番に考えた対応と事実確認を並行する。
- ・情報収集、事情聴取には、他の生徒達の目に触れないこと。
- ・聞き取りの場所、時間帯など、細心の注意をはらうこと。
- ・状況に応じて生徒を守るため(情報提供の生徒も)に、学校生活内での支援体制を整備すること。
- ・自尊感情を高めさせる言葉がけやかかわりに配慮する。
- ・保護者へは、同様の対応をもって、継続した学校との連携を約束する。
- ・当面の電話連絡による様子を伝え、解決の方向を伝えていく。

■いじめた生徒

- ・いじめた気持ち、状況など十分に聴き取り、その背景にも目を向けて指導を進める。
- ・あくまでも教育的配慮をもって、心理的に追い詰められることのないよう配慮しつつ、一方で、毅然とした対応と指導を行う。
- ・如何なる理由があろうとも、いじめは人として絶対許されない行為であることを押さえる。
- ・保護者へは、程度の大小にかかわらず、事の重大さを認識させ、先ず、家庭の指導を依頼する。
- ・生徒の変容を期待し、家庭でのかかわりを具体的に助言しつつ、連携を続ける約束を交わす。

■周囲の生徒たち

- ・当事者間の問題にとどめず、時期をはかり、学級から学年、全校の問題として扱う。
- ・いじめは絶対に許されない行為であるという姿勢を全教職員が貫くこと。
- ・傍観者もいじめを肯定しているということを理解させる。
- ・正義(いじめを告発する勇気ある行動)とは何かを深く考えさせる。

3 継続した対応

- いじめが解消したとしても、組織的に継続した観察、見守りを行う。
- いじめた生徒、いじめられた生徒ともに、成長させる教育的視点で指導を継続する。
- カウンセラー、関係機関を活用し、心のケアにあたる。
- いじめ発生を契機として、日常の取り組み、対応を見直し、方針の強化を図る。

V いじめの今日的課題

I ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をネット上のサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったり、画像や動画などを無断で公開するなどの方法によって、いじめを行うもの。

昨今のインターネット上のトラブルについて、我々は最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

トラブルの未然防止には、利用禁止、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を契約する保護者と連携した取組を行う必要があるが、近年の普及速度からかなり困難な現状である。

せめて、早期発見には、メールを受信したときの表情の変化、携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、最低限度の保護者との連携が必要である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

2 ネット社会を知る

■LINEでのいじめ

■メールでのいじめ

■ブログでのいじめ

■学校裏サイトへの書き込み

■動画サイトでのいじめ

◆匿名性により、書き込みがエスカレートする。

◆画像などは、簡単に加工され、悪用される。

◆一度流した個人情報は、回収・取り消しすることは限りなく不可能である。

～生徒の認識は、極めて甘い～

◆教師側の情報収集能力の低さも問題である。

3 未然防止への努力

学校での情報モラルの指導だけでは現実、限界がある。持たせている家庭での指導が不可欠であるが、多くの家庭で限界が生じていることもまた現実である。

●生徒のパソコンや携帯電話等を与えているのは家庭であり、今、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを組織的に行うこと。(9時以降の使用禁止運動など)

また、携帯電話を持たせる必要性を検討することも、今だからこそ必要であり、訴え続ける。

●ネットの特殊性による危険や、生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を繰り返し繰り返し行う。

生徒の心理・・・誰かわからないなら～、あの子もやってるから・・・

組織対応編

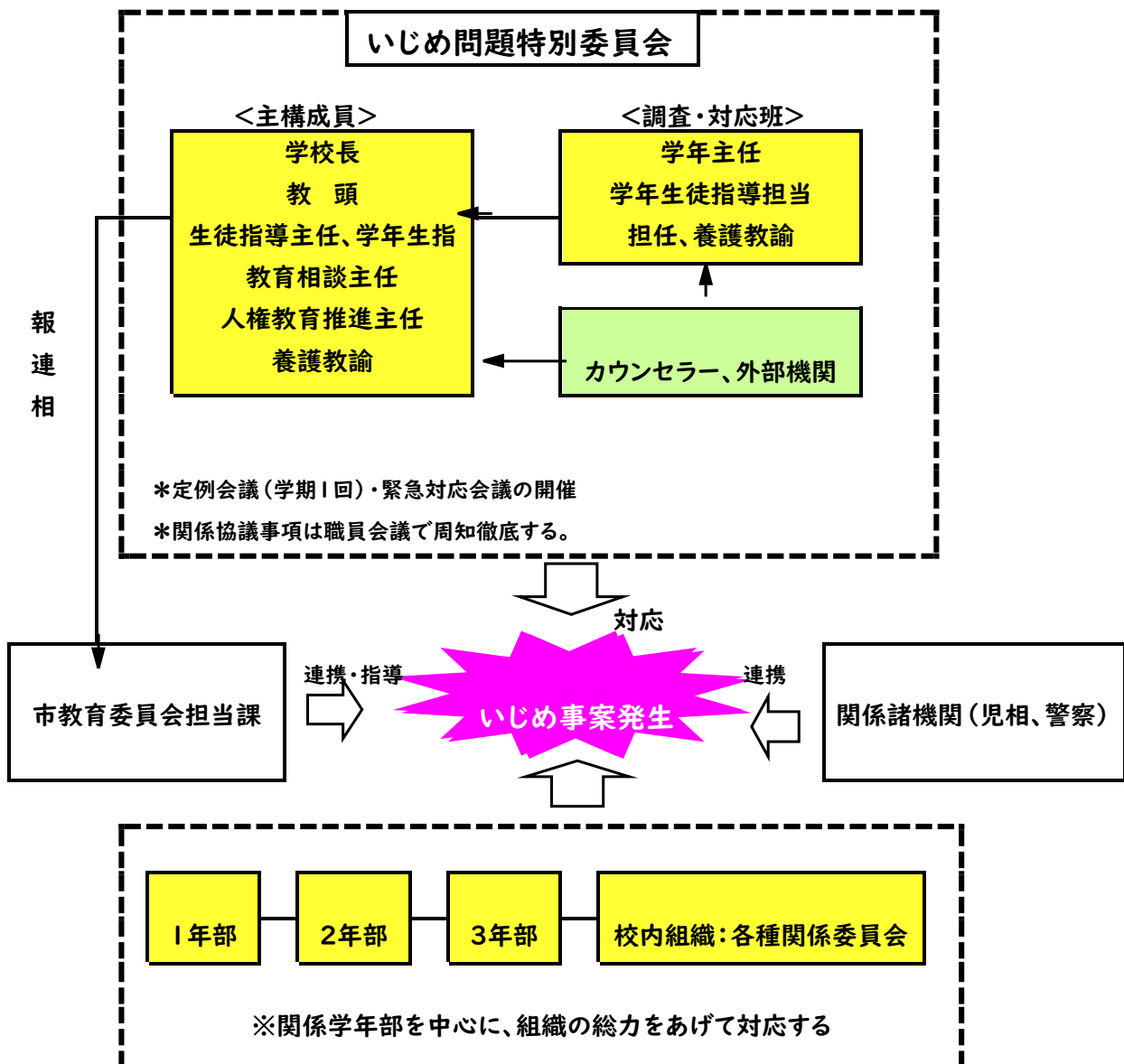
VI 校内・校外体制の整備

いじめ問題への取り組みにおいては、「いじめは絶対に許さない」という確固たる決意のもとに、学校全体で組織的に取り組む必要がある。

そのためには、早期発見、早期対応は言うまでもないが、また、いじめを発生させない「予防的」で、「前進的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するための「いじめ問題特別委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で「未然防止」の総合的ないじめ対策に取り組む。

I いじめ問題特別委員会の設置



2 いじめ防止年間指導計画

*毎月「聖中人権の日」に啓発

	職員会議・職員研修	いじめ防止対策	早期発見の手立て
4月	・いじめ問題特別委員会 (指導方針、年間計画) ・職員会議(周知徹底)		
5月	・PTA 総会(保護者向け) ・いじめ問題研修	・生徒総会 (いじめ撲滅アピール)	
6月	・いじめ問題特別委員会(アンケート実施後・分析)	・学級人間関係づくり① (合唱コンの取り組み)	・いじめアンケートの実施 ・教育相談期間
7月			
8月	・職員夏季研修 (ケースに学ぶ)	・学級人間関係づくり② (体育大会に向けて)	
9月			
10月		・学級人間関係づくり③ (文化祭に向けて) ・子どもと語る会(PTA)	
11月	・いじめ問題特別委員会 (アンケート実施後・分析)	・全校一斉道徳 ・人権標語、ポスター (生徒会取組)	・いじめアンケートの実施 ・教育相談期間
12月		・人権集会の開催	
1月			
2月			・いじめアンケートの実施 ・学年総括(次年度へ)
3月	・いじめ問題特別委員会 (総括・次年度への課題)		

3 教職員の研修の充実

まず、年度当初の職員会議において、研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図ることが重要である。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導の術を身につけさせるなどの研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師としたケースに学ぶ研修等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員が多い本校においては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

■職員研修の実施

- ・1学期の早期に、若手教員を中心とした研修を実施する。
- ・夏季の長期休業時を利用し、カウンセラー等を講師として、カウンセリング・マインド研修を実施する。

■OJT (On-the-Job-Training)

- ・若い教職員が増加した本校において、先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動であり、昨今話題研修である。
- ・OJTリーダーとして、全般的な部分は、教頭、教務によるが、いじめに関する部分については生徒指導主任がリーダーとして実施する。

4 関係機関との連携強化

学校だけで解決が困難な事案については、市（県）教委や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を強化するには、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切である。

■市教育委員会主管課との連携

・市教委は日頃から、「学校の良きパートナー」というスタンスであるため、緊急の対応も速やかに連携が図れている。今後もこの流れは大切にしていきたい。

■関係機関との連携

・重篤ないじめを把握した場合には、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また解決が困難な事案については、福祉関係等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

- ・事案によっては、地域民生・児童委員の協力を得る体制も整備している。

■警察との連携

・所轄警察（生活安全課）との連携は、日頃より定期的に情報交換を行い、相互協力の体制を整えている。また、県警本部の関係部署とも連携ができており、必要に応じての協力体制ができています。

5 重大事案の組織対応

■生徒の命又は身体の安全がおびやかされる重大事案発生

- ・学校長の指示により学校全体で組織的に対応し、かつ関係機関、警察との迅速な報告・連携。
- ・事案によっては、緊急の保護者説明会を開催。必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布
- ・マスコミ対応については、窓口を一元化し、誠実に対応する。

おわりに

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない。

一人ひとりの生徒の心を守り、生活を守るため、本校教職員が、確固たる意志を持ち、いじめ根絶をめざしていく。早期発見、早期対応はもちろんであるが、何よりも重要なことは、いじめを生まない土壌を形成するため、あらゆる教育活動において展開し、また地域をあげて支援を求め、開かれた学校づくりをすすめる中で、取り組んでいくこと。これを今後も肝に銘じたい。

子ども達の笑顔を創る それが我々の使命である
(いじめの未然防止)

令和3年(2021年)4月1日

東近江市立聖徳中学校校長 三輪 光彦
東近江市立聖徳中学校教職員一同